

一九七七年一月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

e-mail: shakatsushin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目一八の二コーポル棟ケ谷九〇四 電話 03(33377)4649

FAX(03)33299-5367

振替 〇〇一〇〇一九一五八四三二 労金 中央労金本店 No.1154163

購読料 月額 700円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言

松坂君と独占価格

滝野 忠……………2

ブッシュの外交破たん……………3

—米国中間選挙の意味するもの—

鉄道事故から「安全」を考える……………5

—労働組合の運動を問う(上)—

大山 三郎……………5

◇資料と解説◇

日教組が「教基法改悪で「非常事態宣言」……………8

◇資料 中川昭一自民党政調会長に抗議する(日教組・〇六・十二三)◇
デモは表現に自由の発現……………9

◇資料 毎日新聞(〇六・十二三)◇
中川政調会長：「日教組の一部、免許はく奪だ」と批判……………9

◇資料 日教組中央委員会特別決議(〇六・十八)◇
教育基本法改悪に反対し、学校現場の自主・自律にもとづく教育改革を求める……………9

◇資料 教育基本法「政府法案」の強行採決への声明(日教組06・11・15)◇
国民的論議を求める声明……………10

労働組合に「新たな」変化?……………11

—連合、全労連 〇七春闘への基本方針—

読者からのおたより……………14

刊 旬 社 会 通 信

NO. 985

二〇〇六年二月一日号

二〇〇六年二月一日発行
(毎月一日・二二日・二二日三回発行)

松坂君と独占価格

プロ野球・西武の投手、二六歳の若者・松坂君に五一一万一一ドル一一セントの値がついた。日本円にして約六〇億円もすごいが、一一セントの端数をつけた米球団の獲得意欲というか儲けを生業（なりわい）とする米国球団のセチガラサ、貨殖企業綿密さにあらためてビツクリさせられた。

五一〇〇万ドル余は松坂君に支払われるのではなく、松坂君を「雇用」する西武球団に支払われる金額と聞いて、驚きはさらに増した。五一〇〇万ドル余を足場に、松坂君を落札したレッド・ソックス（赤足といっているか）球団と直接交渉がおこなわれ、松坂君の年俸他の契約が三〇日以内に決定されるという。

前号に書いたが、向坂先生は私の人生の最大の師だ。先生からは大佛次郎らと野球チームをつくり試合をしたと聞いた。先生は長嶋に興味を抱いていらしたようだ。「どうしてですか」との問いに、「列車で巨人軍の選手たちと一緒に乗った時、彼は本を読んでいた、他の選手たちとちよっと違ってたね」、さらに、「長嶋や王の『給料』はすごいですね」に、「あれは独占価格だよ」と答えられてたかのように記憶している。

長嶋や王の時代は四十数年前の「大昔」。独占価格を享受し、日本一の「給与」を得た両氏は数千万円ではなかったか。それが今では移籍契約だけで六〇億円余。まさにバブルの時代である。松坂君とレッド・ソックスの契約がどれほどになるかはわからない。庶民には想像を絶し、最後は「ウーン」になることは確かだ。

独占価格とは、市場支配力をもつ企業の商品が生産価格以上の特別利潤を生む価格で、販売されることだ。松坂君は「商品」だ。プロ野球選手として特別の能力をもち、他に代わる選手、「商品」はいない。松坂君は野球、投手として資本の商品ではなく、個人事業主ではあるが、需要者である米国球団が、「彼はわが球団の営業に必要な人物」として、六〇億円余の値をつけた。まさに独占価格の何たるかを示す上で興味深い。

庶民にとっての関心は「松坂君を六〇億プラス〇〇億円で採算とれるのかしら」との素朴な思いである。松坂君はレッド・ソックスに年間二五勝を期待されているという。松坂君の業績は過去八年間で一〇八勝だから、年間平均一三勝余でしかない。最大の勝ち星は一八勝だ。

これだけは確かだ。松坂君は特別の商品として、独占企業が貨殖の手段と手ぐすねひいて待ち受けていること。松坂登板でその商品価値は日本でハネ上がる。JTB（日本交通公社）他の運輸・観光業者はベースボール・パークに観光客誘致に躍起となる。テレビ放映権、松坂グッズは松坂所有球団の懐を潤（うるお）す。これも、松坂君が二五勝を上げてこそである。

米国の成果主義、とりわけスポーツ界でを知りつくしているのがイチロー君だ、だからイチロー君は「体を鍛えて来てちょうだい」とエールを送る。日本のプロ野球界

はさみしくなる一方、ほくそえんでいるのはサッカー、相撲業界？

(滝野 忠)

ブツシュの外交破たん

—米国中間選挙の意味するもの—

大統領制

中間選挙で民主党が勝った。ブツシュ外交—主にイラク—破綻が原因である。商業ジャーナリズムは「民主圧勝」「議会勢力逆転」とまるで「革命」が起きたかに報道した。

ちよつと待つてほしい。米国は日本と同じ民主共和制国家であっても、政治構造を異にする。米国は大統領制をとり、日本のような議院内閣制ではない。大統領が権力の頂点にあり、二つの院、上院と下院にらみをきかす。政策提案権は大統領にある。だから、ブツシュはあと二年、権力を維持し、共和党は〇八年の大統領選をめざす。日本なら政権交代だ。

米国の二つの政党、民主と共和に根本的対立はない。民主は労働組合AFL・CIDの支持を得ているがゆえに、自動車、鉄鋼といった産業、資本を大事にする。共和は金融資本、大農業資本の利益に重点をおく。資本の利益を最重点とする点で、二つの党に違いはない。

米国において議会と大統領が対立したことは珍しいことではない。それらは政策遂行結果への政策の違いでしかない。だから、選挙戦はネガティブキャンペーン中心となり、宣伝のため金が湯水のように使われることになる。

「敗北」の根本

ブツシュ共和党はイラクで負けた。それは選挙結果後のブツシュ発言、「負けるだろうとは思ったが、どれくらい負けるかはわからなかった。イラクがきいたのだろう」にも明らかだ。イラク侵攻から四年、イラクは内戦となった。三つの部族、二つの宗派、米軍を支持する者、そうでない者がたたかい合う。星条旗に包まれた貧しい兵士の棺が毎日、空軍基地に運ばれる。

「九・一一」犠牲者は二九七三人。「対テロ」を口実としたイラク、アフガン戦争での米兵死者は〇六年十月末で三一〇〇人をこえた。負傷兵は十倍をはるかにこえている。そして手足を失った若者たち。恋人と家族の苦しみが、「ブツシュよ、戦争をやめろ」と、選挙結果をもたらしたのだ。

ブツシュはなぜイラクで「敗北」したのか。イラク、アフガン、そして中東諸国民衆の抵抗力を見誤った。戦争は①本来の戦闘力、②国土、③同盟軍の三つからなる。イラク、アフガンと米国では月とすっぽんである。タリバン、フセインなど問題にならぬ。だが、ブツシュと米国は抵抗力を見誤った。

抵抗力は二つの要素からなる。一つは戦闘員および兵器の量、もう一つは戦闘員、民衆の意志力の強さである。イラク、アフガンは国民皆武装の国柄だ。アフガンは日

本にたとえれば中世の戦国時代と同じ。他部族・共同体から自衛するため武装する。最大の商品は武器である。武器購入の資金源がアヘン（けし栽培）である。治安はこうして乱れに乱れていく。

戦争で犠牲になるのはだれか。兵士以上に民衆だ。最新の、そしてもっとも正確と思われる資料―イラク保健相発表―によればイラク人死者の総数は一五万人にもものぼる。民衆の米軍への憎悪は強まり、「抗米救国」戦争への意志力はチョモランマンのように高まっていく。こうしたなかで、民族、宗派、「味方」の葛藤、混乱は増していく。だれが敵か味方かわからなくなる。戦争に勝つためには「国民」の支持が必要だ。国民は米軍を支持しなければ歓迎していない。その結果がイラク内戦、アフガンでのタリバン勢力復活である。

ブッシュ外交 全面破綻

ブッシュ外交失敗はイラク、アフガンだけでなく。中東のパレスチナ、レバノン、シリア、イラン、そしてきわめつけは北朝鮮の核実験である。

ブッシュは「これが自由と民主主義」とパレスチナ、レバノン等の国ぐにに選挙を強制した。ブッシュの望まぬ政党が勝利した！パレスチナのハマス、レバノンのヒズボラだ。ハマスのヒズボラは今日あることを想定し準備した。米国に好意をもたずアラブの心をもつ国家が、彼らを「マホメットの使徒」と援助することは不思議でない。

ハマスのヒズボラは貧しい民を社会的救済した。たとえていえば、中世の救貧院のようにである。病院、学校、福祉施設をつくり地域から彼らを援助、組織した。彼らは二〇年余も地道に組織づくりに邁進した。政府はなにもしてくれない。選挙の結果はわかりきったことだったのだ。ハマスのヒズボラはロシア革命にたとえて言えば「労農兵ソビエト」の役割をになつていく。それは中南米のベネズエラ・チャベス、ボリビアのモラレスにもいえる。チャベス、モラレスの支持基盤は先住民・インディオにある。

政策変更はあるか

米国は中東で戦争に勝っていない。「勝てないとすればどうするか」が、選挙で問われた。民主は段階的撤退を政策とした。米国民は民主の主張を支持した。米国は追いつめられた。ブッシュが電光石火に国防長官を解任したことが何よりもよく物語る。

イラクに一四万、アフガンに一万二〇〇〇の米兵がいる。国内は無秩序、無政府状態で、米軍は民主がいうように撤退できるか。不可能であろう。撤退すれば、マリキ政府は崩壊。血で血を洗う戦闘はさらに拡大する。石油利権の争いがそれを増幅する。

イラクを治めるとすれば、米軍増強で植民地国家すること、その上で二つの民族と三つの宗派の「住み分け」、新たな人工国家をつくる他ない。これには周辺国家の協力が不可欠となる。そのためにはシリア、イラン、レバノン、そしてイスラエルとの交渉が必要になる。こうなると可能性はゼロにちかい。

(編集部)

鉄道事故から「安全」を考える

―労働組合の運動を問う(上)―

昨年四月二十五日、J R西日本会社の福知山線(宝塚線)で列車脱線転覆事故が発生し、一〇七名の尊い命が奪われ、五五五人が重軽傷を負った。一月二十五日、J R東日本では、羽越本線で強風により「特急いなほ一四号」が脱線転覆し、五名の尊い命が奪われ三二名が重軽傷を負った。

今年になっても事故は多発している。一月二十四日J R西日本「伯備線」、六月八日J R九州「鹿児島本線」、七月八日J R東海「東海道線」の触車事故等により、五名の労働者が命を奪われた。何故、事故が起きるのか、労働組合はどう取り組むべきか、会社、J R連合の安全対策が明らかにされている。

しかし、現場で日々働いている者は、どこか違う気がしてならない。それは、「資本主義的合理化」に対する取り組みの姿勢が見えてこない、安全問題を「企業の合理化施策」ととらえる視点、それに対する日常の取り組み。この事がなくなってしまう様に思えてならない。このことは現在の国労にも言える。現場では、「合理化」の現実が労働者にどの様にしてもたらされているのか、また、安全問題とどの様に結びついているのか、を具体的に説明しながら、安全闘争はどうあるべきかを問いたい。

「JR会社の安全対策は」精神論と自己管理・自己責任論

連続する事故、会社も労働組合も「輸送業務の最大の使命は安全」という、福知山線事故後、J R西日本の乗務員職場では「安全第一」の掲示が張り出されている。よく見ると「安全憲章をすらすら言えるまで丸暗記しろ」となっている。そして「基本動作の徹底」など、全てが働くものへの自己管理、自己責任論に終始している。

J R東海はどうか、二〇〇六年四月号の「J R東海」の社内誌で松本社長は「昨年度は、鉄道事業の安全が問われた年でもありました」として、「昨年度は鉄道事業を経営するうえで、安全がいかに重要かということをあらためて痛感しました。世間一般では、鉄道の安全を当然と考てえいますが、実際には安全の達成は、すべての社員が日々の仕事を正確・着実に行い、その実績を積み重ねることで初めて成り立つものです」。・・・「当社には経営理念とやらんで、もう一つの柱となる『安全綱領』があり、この精神が非常に大切です。社員がそれぞれの役割を確実に果たし、一日一日の積み重ねで安全は保たれるものであることを再認識し、日々の業務に取り組んでほしいと思います」と、「J R西日本の丸暗記論Ⅱ精神論」と同様のことを述べている。その後、安全対策部次長が「平成一八年度事故防止重点実施事項」として「基本動作の徹底と過去の事例の活用による事故を防止」を述べている。

まず精神論から「社員一人ひとりが、安全に対する意識と緊張感を維持し、情報の共有化を行い、全社が一体となり事故防止に万全の体制で取り組むこととします」とあり、「過去の事例の活用が重要」として、1、基本動作の徹底 2、事故防止体制の強化 3、運転取り扱いに係わる事故防止 4、車両・設備に係わる事故防止 6、工事に係わる事故防止 6、旅客の安全確保と踏切事故などの防止 7、災害原因事

故防止 という七項目を掲げている。

中身は何かとなれば、1、基本動作の徹底では①基本動作の理解と励行②規程・マニュアル類の遵守。3、運転取り扱いに係わる事故防止では①緊張感と緊密な連絡による作業に実行②運転取扱者の知識・技術の個人把握及び指導③作業実態の把握④現地現物やシミュレーターの活用による訓練の実施⑤運転支援にかかわる設備の整備とある。ここにもJR西日本と同じく、個人の自己管理・自己責任論の対策となっている。

JR福知山線事故後「二分一秒の遅れの問題」や、「日勤教育」が大きな議論となったが、「過去事例の活用」・「運転取り扱いに係わる事故」の中身にこれらのことが含まれていると言える。①の基本動作の徹底で「機器扱い不良、停止位置不良、信号取扱遅延、信号違反などの責任事故が、失念、確認疎漏、憶測の欠如により繰り返し発生しています。これらの責任事故は列車遅延というかたちでお客様にご迷惑をおかけするだけでなく、なかには、お客様に重大なけがを負わせてしまう事態につながるおそれも含まれている」、③の運転取り扱いでは、「知識技能、経験、意識など個人のレベルに応じた個別の注意事項による意識付けを行い」とある。今一分の遅れは「責任事故」とされている。その「事故」からくる責任追求、その後のフォロー試験「再教育」の恐怖は今なお健在である。

人間性というのにはここにはない「合理化」による劣悪な労働条件の改善はどこにもない、あるのは「個人の責任論」による「安全対策」が貫かれている。資本の本質が貫かれているとも言える。

〔JR連合労働組合の安全対策〕

Ⅱ 「意見・提言」と「素晴らしい」言葉で飾られた安全対策

JR連合が二〇〇六年五月に「安全指針」というものを発行している。この「安全指針」には 1、安全確立に向けた行動指針（1から9項目）2、安全確立への具体的提言（1から6項目）となっている。この「安全対策会議メンバー」はJR連合の執行委員と各JR北労組・東日本ユニオン・東海ユニオン・西労組・四国労組・九州労組・貨物鉄産労の単組で構成されている。

「安全指針」を開いてみると「はじめに」にこうある。

二〇〇五年四月二五日にJR福知山線で、一二月二五日JR羽越本線で列車脱線事故が発生した。また、二〇〇六年一月二四日にはJR伯備線で触車事故が発生した。これらの相次ぐ事故は、多数の乗客と社員が死傷する大惨事となり、JRに安全に対する信頼は著しく低下した。

私たちは事故の重みを深く心に刻み、労働組合として、事故を未然に防げなかった責任を負わなければならない。安全を最前線で支えているのは、言うまでもなく、グループ企業を含めたJR労働者である。労働組合の役割は、会社の安全対策に対して、現場実態を踏まえたチェック・提言機能を果たすことであり、重大な責務を持っている。その重要性を再認識し役割を確実に遂行していく必要がある。また、私たちJR労働者には、尊い命を預かるプロとして、自ら主体的に安全を築いていく使命と責任

が求められている。

JR連合「安全指針」は、こうした問題意識に基づき、JRの責任産別の立場からの安全確立にむけた姿勢や行動指針と、現場主義の立場で、具体的な課題と改善の方向を示すものである。鉄道営業の当事者であるJR（鉄道事業者）・労働組合（JR労働者）、および行政や政治の役割を提起することで、理念に止まらない、実効ある行動指針となるよう留意した。

なお、高い責任とプロ意識に基づき安全を最優先することは、正確な輸送やサービスの向上にもつながるほか、規則の遵守や職場における規律なども、自ずと律せられるものと考えられる。一部では、ダイヤの遵守や厳格な職場規律は事故の原因となる、といった主張があるが、そうではない。この「安全指針」は、責任ある労働組合とプロ意識を持ったJR労働者による建設的な提言として策定した。

グループ労組をふくめたすべての単組と、各級機関の役員、組合員が、それぞれの立場での「安全指針」を自らの行動指針として受け止め、実践いただくよう強く要請する。そして、JR各社に対してはもちろん、他の鉄道事業者や、行政、政治などに対する働き掛けを行うことで、真の安全確立をめざすこととしたい。

「真の安全確立」をめざすとあるこの「安全指針」の中身は何か、全文は非常に多いので「どの様なことが書かれているか」を絞ってみた。

提言1 安全を守る鉄道プロフェッショナルの育成では、(1)技術・技能の継承と教育・訓練の充実（教育・訓練の体系的な整備）〔高齢者の能力活用〕〔アウトソーシングを踏まえた対応〕〔部外からの勉強〕〔職場各論の提言〕〔乗務員も技術向上と人材育成委〕〔実務作業の技能向上〕とある。乗務員の技術向上については「乗務員になった後の技術・知識・モラルの維持・向上あるいは人事運用などについても検討、改善が必要である」「事故後の再教育は、技術の向上と自信の回復を主眼とする機器訓練や添乗指導など実行あるプログラムとし、期間や内容についての基準を明らかにするよう改めなければならない」とフォロー試験（再教育）について提起している。

基本動作についても「基本動作の実行性向上」で述べている。「現場での「基本動作」についても、安全確保の手段であるべきそれ自身が目的化して形骸化したり、十分に守られないケースもある。組合員本人が「基本動作」の必要性を理解し、納得したうえで適正に対処できるような教育・訓練のあり方の見直しなど、実効性をあげるための環境づくりに取り組み必要がある」となっている。会社の言っていることとあまり変わりがなくようにも受け取れる。

提言4 安全最優先の企業風土・職場風土の確立では、「言葉だけでなく、真に安全を最優先する企業風土を定着させるためには、経営トップから現場社員までが納得し、主体的に安全確立の意識を共有できるように、実効性のある地道な取り組みが求められる。そのために労働組合が果たすべき役割は非常に大きい。現場の視点に立った、不断の取り組みが求められる」等、素晴らしい言葉が書かれてある。その具体的内容は以下の通りとなっている。

(1)会社をあげた「安全最優先」「人命最優先」の意識づけ

「JR労働者の誇りや責任感を高めるため」には、「例えば、危険を察知すれば担当者が躊躇なく列車を停止させ、あるいは作業を中断し、結果的に運行に支障が出ても、その行動が高く評価されるような職場風土が求められる。安全最優先の風土を社員が実感できるような環境を築く必要がある」と。「安全最優先」の意識の業務への具体的な反映」では、「労働組合が現場段階でのチェック・提言機能を発揮することが重要である」と、続けて「正確な輸送やサービス向上、規律ある職場づくりの重要性」では、「現場の視点から、守れないダイヤや規則・マニュアル、問題のある職場管理などの実態があれば、直ちに是正に取り組むことが求められる」等々、文句の言いようがない内容となっている。そして、「労働組合の役割」として、「労働組合は、そのために職場の実態や組合の意見に基づく生きた検証を行い、成果と課題を具体的に提起し、不断に改革に努めなければならない」と、「素晴らしい」言葉は次から次へと続く。

(2)「ヒヤリハット」「事故の芽」や不安全事故を積極的に報告できる環境づくり
「人間はミスを冒す」との前提に立ち、わずかなことでも「ヒヤリハット」「事故の芽」や不安全事故があれば積極的に上司に報告し、これが安全対策に反映される環境をつくらなければならない。

事故が発生した場合も原因究明と再発防止を重視し、責任追及に偏らない会社姿勢が求められる。

(4) 労使協議の充実

労働組合は、職場の実態や組合員の意見を最も的確に把握し、問題提示ができる機能と役割を持つ。JR各社には、とくに安全問題について労使協議を充実させ、意見や提言の反映に努める真摯な姿勢が求められる。

「安全指針」にはこの様な言葉が重複する文章でまとめられている。読者の皆様は、もうお気づきでしょう。「合理化」「闘争」の言葉が一言も書かれてない。全文通しても見つけることが出来なかった。

「余談」になるが国労の東海本部大会でもこの「合理化」という文章・言葉が消えている。「闘争」という言葉が組合から消えつつある。そして、「労働者」との高貴な言葉が語れなくなってきた。

(大山 三郎・つづく)

◇資料と解説◇

日教組が教基法改悪で「非常事態宣言」

日教組は十月二六日、教育基本法国会論議の前に「非常事態宣言」を発した。日教組が非常事態宣言を発したのはこれで三回目となる。最初は勤務評定反対（一九五五年）、二回目は主任制導入反対（一九七五年）である。

勤務評定反対闘争の時、日本労働運動は「ニワトリからアヒルに」転換した総評の新たな高揚、主任制導入反対時は一九二時間にもおよんだスト権ストの余韻まださめやらぬなかでの闘いであった。

この三一年の間に日本労働運動は姿・形をすっかり変えた。政治闘争では総評とい

う労組センターが旗を振り、全労組、地区労・県評がスクラムを組んだ。市民運動とも協力し合った。日教組の非常事態宣言に連合は支援する気配をみせていない。憲法問題もそうだが、連合は政治路線で「分裂」し、論議を凍結している。凍結で事態はどうなるか。既成事実が積み重ねられていくだけだ。

「非常事態宣言」とともに日教組は十月二十六日、街頭でチラシ配布、「教育基本法改悪反対！ 日教組緊急中央集会」を日比谷野音で開き、国会請願デモ行進をおこなうかたわら、全国統一時間外職場集会をおこなった。

◇資料 中川昭一自民党政調会長に抗議する（日教組・〇六・十・二三）◇
デモは表現の自由の発現

自民党中川政調会長は、毎日新聞のインタビューで、「日本教職員組合の一部活動家は、自分が納得できないことは何をしてもいい、断固拒否する、では教師の資格はない、集会の自由は憲法上の権利だが、デモで騒音をまき散らす教員に児童・生徒の尊敬を受ける資格はない。免許はく奪だろう」（毎日新聞一〇月二三日）と発言している。

日本教職員組合は、下記のことから発言に対し抗議し、撤回を求める。

一、個人や団体の思想や意見は、外部に向かって表明され、他者に伝達されてはじめて効果を発揮する。表現の自由は人権保障の中でも重要な地位を占める。

デモ行進などの表現の自由・言論活動は民主的政治過程に参加するための不可欠なものである。

国民の政治的判断能力を高めるためには、自由な表現活動が保障されなければならない。

一、日教組は、教員免許の更新制などの政府のすすめる教育政策に対して、現場教職員の代表として、問題点を指摘し、より良い学校教育の実現にむけて意見を表明してきたし、これからも発言を続けていく。

自らと異なる考えに耳を傾けることなく、権力をもって発言を封じようとする姿勢は、政治家としてあるまじきことであり、容認できない。

一、正当な組合活動を否定し、集会・結社の自由、言論の自由など民主主義を理解しようとしないうる危険な発言に対し、抗議するとともに強く撤回を求めるものである。以上

◇資料 毎日新聞（〇六・十・二三）◇
中川政調会長「日教組の一部、免許はく奪だ」と批判

自民党の中川昭一政調会長は毎日新聞のインタビューで、教員免許の更新制度に関連して「日教組の一部活動家は（教育基本法改正反対の）デモで騒音をまき散らしている」としたうえで「下品なやり方では生徒たちに先生と呼ばれる資格はない。免許はく奪だ」と述べ、教員の組合活動を強く批判した。

今国会の最重要課題である教育基本法改正案の審議が二五日にも再開することを念頭に、成立阻止を掲げる野党や日教組をけん制したものとみられる。こうした姿勢に対して、野党側は「教育を政争の具にしようとしている」（民主党の松本剛明政調会長）と反発しており、激しい論戦が展開されそうだ。

◇資料 日教組中央委員会特別決議（〇六・十・十八）◇
教育基本法改悪に反対し、
学校現場の自主・自律にもとづく教育改革を求める

安倍政権は、今臨時国会で教育基本法「政府法案」を強行に成立させようとしている。中央集権と競争原理をもとに「国家のための教育」へと公教育を根本から変えようとしている。そのため首相主導の「教育再生会議」を立ち上げ、教員免許の更新制、学校評価制度、教育バウチャー制度の導入などを推し進めようとしている。

これは、官邸と文科省による教育行政の二元的支配となるだけでなく、政治権力が教育内容にまで踏み込む「不当な介入」にあたり、さらに学校現場に混乱をもたらすものである。国が学校現場をコントロールする「国家統制」の構図であり、地方分権の流れにも逆行する。

安倍首相は、著書「美しい国へ」で英国サッチャー政権の教育改革を絶賛し、「自虐的な偏向教育の是正、国定カリキュラムの作成、全国共通学力テストの実施、女王直属の学校査察機関による徹底した学校評価システム」などを高く評価している。しかし、その「改革」がもたらしたものは、教育の機会格差、地域間格差の拡大、退学処分増加など、教育の荒廃である。

二〇〇六年九月二十一日、東京地裁は『国旗・国歌』の強制は憲法違反」とし、「職務命令による強制」を指示した東京都教育委員会「通達」(二〇〇三年十月二十三日)の違法性を認める判決を出した。判決は、「通達」に基づく校長の職務命令によって教職員に一律に義務を課し強制することは、行き過ぎた措置であり、教育行政による「不当な支配」に該当し、憲法十九条の思想・良心の自由、公共の福祉の観点から逸脱しているというものだった。専門的識見にもとづいた指導・助言・援助という非権力的作用によるべきことが教育行政の本来の姿であり、学校現場を無視した「統制」「強制」は問題であることを指摘している。

私たちは、かつて一律に義務を課して内心に踏み込んだ「愛国心」がどんな状況下で強調されてきたかを忘れてはならない。

小泉前政権のもと、教育格差が拡大し悪化した。いじめによる自死、子ども虐待など子どもたちの命が奪われる事件も後を絶たない。

すべての子どもたちの人権・ゆたかな学びを保障するために、共生・共学、教育の機会均等など、現行の教育基本法の理念を生かす教育を行うことこそが急務であり、「個人の尊厳」が保障され、「将来に希望がもてる」政治・教育が求められている。また、教育行政は、各地域や学校で自主的・主体的な教育活動が行われるように機能すべきである。

子ども・教職員を「画一化」し、市場原理・競争主義による教育格差をさらに拡大させる教育基本法改悪、上からの「教育改革」は、断じて容認できない。

日教組は、子どもたちや保護者と向き合い、教職員の協力・協働のもと育んできた平和・人権・環境・共生の教育実践に自信とほこりを持ち、地域や学校で自主的・主体的な教育活動をつくりくみすすめていくとともに、教育基本法の改悪阻止にむけ、組織の総力をあげた運動を引き続き展開する。以上、決議する。

日本教職員組合第四百四十七回中央委員会

◇資料 教育基本法「政府法案」の強行採決への声明(日教組、06・11・15)◇

国民的論議を求め る 声 明

本日、与党は衆議院「教育基本法に関する特別委員会」で教育基本法「政府法案」を強行採決した。

国民の広範な声を聞く目的である「内閣府タウンミーティング」において、政府は教育基本法「改正」を支持する「やらせ質問」をさせていたことが発覚した。これまで教育改革フォーラムやタウンミーティングなどを通じて、教育基本法「改正」が国民に浸透してきたとしていたが、世論操作をしていたことが明らかとなった。その内容解明・責任も明確に示さず、慎重審議を求める国民にも目を向けることなく、数の力で強行採決したことは、国民の願いを踏みにじる行為であり、強く抗議する。

私たちがとりくんだ「教育基本法調査会の設置に関する請願署名」は、日教組内外の働かなかみや市民からも多くの支援・協力があり、わずか半年の間に二百三十五万筆に及んでいる。数々の世論調査でも、教育基本法「改正」について「どちらともいえない」「今の国会にこだわらずに時間をかけて議論すべき」という意見が多く、慎重審議を求める国民の声が確実に高まっている。国民的合意がなされたとは、ほど遠い状況にある。

政府法案は、教育の目的を「人格完成」から「国に有益な人材育成」に転換させ、「基本的人権の尊重」「民主主義」「平和主義」などに関わる事項を侵害するとともに、憲法改悪につながりかねない。

私たちは、公教育を根本から変えようとしている教育基本法「政府法案」に断固として反対する。なぜ「改正」する必要があるのか、一からの審議のやり直しを強く求める。

労働組合に「新たな」変化？

―連合、全労連 ○七春闘への基本方針―

「春闘」の季節の到来です。連合、全労連ともに「基本構想」を発表し、論議をよびかけています。両組織の特徴はどこにあるのでしょうか。

労働条件は一五年前の水準

連合の方針は生産性三原則、企業・産業の成長こそ労働組合、労働者生活の根本との考え方です。ですから、連合の賃金論は生産性賃金論、つまり「これだけ生産性が上がったのだから、このくらいは還元してよ」というものに他なりません。一九七五年、日経連が賃下げ攻撃に乗り出した時、「生産性基準原理」が大宣伝され、その浸透とともに賃金要求根拠は物価上昇分＋経済成長分＋生活向上分と定式化されてしまいました。

この定式化がくずれたのが金融不安、企業の三つの過剰に象徴された「デフレ」＝不況の進行でした。物価、成長率ともにマイナスで要求はマイナスになってしまったのです。政府・財界は「デフレ克服には賃金を三割下げることが必要」、「正社員は必要最低限でいい」、「大競争を生きぬくには企業価値＝株価総額を高める」とと、資本主義的大合理化（リストラ）を推進しつづけました。連合は「労働者が首切られる非情理をなくすためには、率先して企業との協力を強めることが必要」と、首切り、賃下げ、不安定労働者づくりの「非情理」な道を歩んだのです。

労働者生活は絶対的、相対的に低下しました。

第一に「付加価値」に占める人件費（賃金）の割合は一九九〇年の五七・八％、九〇年代半ばの六二・六五％から〇五年には五四・九％へと絶対的に低下しました。この結果、人件費総額も四八・五兆円と〇一年比で三・五兆円ものマイナスです。

第二にものごくふえたのが配当金、役員報酬です。九〇年に二・九兆円だった配当金は〇五年にはなんと八・六兆円へ二・八倍もふえました。役員報酬は同じ時期に〇・七兆円から一・五兆円へと一・九倍増です。

第三に労働者の賃金が絶対的、相対的に低下したことです。十年前に対比してみますと①資本一〇億円以上の大企業の労働者は五八八万円で伸び率はゼロ、②一〇億の中企業では四六二万円で四一六万円へと四六万円の低下、③〇・一〜一億円の小企業は三四七万円から三〇五万円と四二万円の低下、④一千万円以下の小・零細企業では二六三万円から二一九万へと四三万円もの低下です。これら数字は企業規模格差のものすごさを同時に物語るものでもあります。

第四に労働者世帯の家計状況もとうぜん同じ傾向を示すこととなります。一九九五年五七万円だった月収は五二万四〇〇円と四万六〇〇円の減少です。さらにすさまじいのが税等を除いた「可処分所得」です。九五年の四八万二〇〇円から四四万一〇〇〇円。将来への不安増す一方と切り下がった賃金から消費に回ってお金も約三万から三三万円となります。労働者生活はこの十年低下しつづけ、一五年前の一九九

○年の水準でしかないのです。

第五に非正社員という不安定雇用労働者が膨大な失業予備軍としてつくり出され、賃金を引き下げる重しとされる「雇用構造」がつくられたことです。会社は「いやだったらいつやめてもいい」「代わりはいくらでもいる」と労働者を脅しつづけます。労働者は己れの労働力を売る他生きていけませんから、資本の言うがままにならざるをえないというわけです。

「賃金改善」の階級制

労働組合の主要任務は資本に要求、抵抗し、資本の横暴に歯止めをかけ労働条件向上を勝ち取ることです。生産性三原則をお経のように唱えるだけでは労働者のくらしと生活を守り、高めることはできません。そうした中、連合内での新しい動きが中小共闘、そしてパート共闘結成だったのです。

J Cは大企業中心の企業組合です。賃上げ、労働条件向上を中小労働者、非正社員組合に上げようなどともと考えておりません。それどころか、彼らはそんな労働者層の犠牲で己れの維持をはかります。ですから、春闘で社会的波及をめざすなんてありえません。中小共闘は「J Cはたよりにならん。J Cに依存しておればおれたちは死に追いやられる。自分の身は自分で守らなければ」と、J Cに対抗しつくられたのです。パート共闘も同じです。簡単にいえば、「身を守るためにはたたかう他ない」と、本来の労働運動の流れが復権しつつあることです。

連合の中心組合であるJ C、ゼンセン同盟は生産性三原則、労資協議・協調を唱えます。賃金論については階級的労働運動の要である「賃金は労働力という商品の価格」との立場は絶対にとることはありません。大幅要求、ベアはこの考え方にもとづきますから、彼らは言葉を変えて「賃金改善」とおずおずと賃金要求をせざるをえなくなつたのです。

会社は史上空前の利益に舞い上がっています。ところが労働者の賃金をはじめとする労働諸条件は？ こうした状況下、「少しはたたかう姿勢をみせなければ」となったのです。

連合 社会的波及に腐心

連合の春闘方針は①企業利益は好調、②「勤労者」―労働者という言葉はお使いにならないんですね―生活は二極化、③労働分配率は低下―途との分析から、「格差是正のため、マクロで見た労働分配の歪み是正・改善」を正面にすえ、基本スタンス―いやなカタカナ語ですね、姿勢といえよるしいのにね―に次の四つの課題を強調します。

- ①実質一%以上の成果分配を通じて労働分配率の改善を行う。
- ②月例賃金を重視した賃金改善に積極的に取り組む。
- ③中小企業労働者やパート労働者等など、所得が低い層を重視した全体の底上げをはかる。

④仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をはかるため、総実労働時間の短縮に向けた取り組みを強化する。さらに、「ミニマム―すべての組合が取り組む―運動課題」に、①「賃金カーブ維持分」と「物価上昇分」を確保したうえで、賃金改善、②規模間や男女間等の格差是正、均等待遇の実現、③全従業員対象の企業内最低賃金の協定化、④長時間労働削減に向け、出勤時間管理の徹底、労働時間管理の協定化、時間外割増率三〇%、休日割増率四〇%達成をあげています。

強調されているのは「昨年を上回る『賃金改善』」、「働き方の改善」、連合結成当時のスローガンであった年間総実労働時間千八百時間が強調されていることです。ここで問われなければならないのは連合の十八年はなんなのかでしょう。だって、結成時に舞い戻ってしまったのですから。

新たな方針提起に「同じ職場で働くパート・契約・派遣労働者などの正社員化に向けた労使協議」強化がみられます。全体的には①三六協定の再確認・総点検運動、②労働協約の遵守、③千八百労働時間、不払残業・長時間労働撲滅、④時間外労働削減等の強調にみられるように、意識してか、しないかは別に労働組合運動の原点を強調せざるをえなくなっていることに最大の特徴があるように思われます。

連合にとってももう一つの深刻な課題は春闘の社会的波及力です。JCは企業主義にどっぷりつかり、中小・未組織・非正社員のことなど考えません。ですから、中小共闘、パート共闘が前面に立ち、JCの低額回答を乗り越えることが絶対的に必要となります。そこで強調されるのが、「中小共闘、パート共闘のほか、相場形成に向けた共闘のあり方について検討を進め、相乗効果の発揮によって未組織労働者への波及をはかる」としていることです。

全労連 賃金より格差・貧困

全労連の春闘方針にはビックリさせられました。賃金・労働条件問題より言論界でブームとなっている格差・貧困に重点がおかれていることです。従来の方針からは「全面的書き換え」といっても過言ではありません。

全労連の基本方針は①戦争をしない、参加しない日本、②働くルールの確立、③安心・安全な地域社会の実現で、これを春闘方針にそのまま適応した結果で、きわめて政治色の強い方針となっていることが特徴です。こうした構成は世論を重視する共産党の現在をそのまま示すものでしかありません。

春闘で強調されているのは①「誰でも〇〇円（月・日・時間給）以上の賃金改善（底上げ）要求、②成果主義賃金の修正・撤回、③生計費原則にたった「労働者にとって先の見える賃金体系」の具体化です。

労働組合の存在感が問われずで二十年ちかくにもなりました。労働組合に「存在感」がなければ、労働者生活は窮乏化の一途を、たどる他ありません。

過大評価かもしれませんが、連合ですら無意識的に労働組合の原点とは何かについてアピールしなければならなくなったことに、時代の変化を感じます。

◇ 読者からのおたより ◇

七千人ではばたいた！ 十一月三日、「はばたけ！ 9条の心」（憲法集会）は兵庫県下を中心に七千人を越える人びとが集まり、9条を守ろうという人たちの心一つにして安倍首相の「五年をかけて」という憲法改悪に立ち向かっていくことを決意しました。会場を埋め尽くす集会に参加者全員が素直に感激しました。でもこの感激は、たたかいに持続させなければなりません。もういちど地域・職場から憲法改悪に抗する運動をつくっていきましょう。たたかいはいまからです。臨時国会で、教基法改悪・改憲国民投票法案の成立を阻止しましょう。（神戸・A）

編集部より 全労連の機関紙（十一月十五日付）にも大きな写真が載つけられておりました。一人人近くなると迫力が違いますね。

民主労総大会 十一月十日から十三日まで韓国民主労総全国大会に、全労協から連帯訪韓団に参加させてもらって、ソウルに行ってきました。最大の目的の民主労総大会です。市庁舎前は、人、人、人、旗、旗、旗。後で聞いたら2万5千人！印象的だったのは、全泰志（チョン・テイル）さんのお母さんの挨拶があったこと。民主労総はこの日「盧武鉉政権退陣と9・二野合五敵」といわれても、これは、よく分からないのですが）の退陣」を強く要求し、明日十五日からのゼネスト宣言！ をしました。日本でも、教育基本法改悪は憲法改悪の内堀を埋めるようなものですから、「ゼネスト」まで行かなくても、せめて「時限スト」くらい教職員組合はやるべきではないか！ 『教え子を戦場に送らない』と本気で言うなら、と思うんですけど。二万五千人の拍手はすごい迫力！ 大会の方は、本当に熱気あふれるものでした。この大会は、韓国全土の労働者が集まって団結を確認し、ゼネストへの突入の心構えをつくる！ もの、だったようです。（千葉・A）

編集部より 「9・二野合五敵」とは韓国・労使政委員会が○三年九月から断続的に続けていた「労使関係に関する法・制度改正」が九月十一日に妥結したことでしょう。民主労総は三者協議に参加しておらず、この妥結に①労働部が労使政代表者会議の主体である民主労総を除外して会議を開いたことは、千五百万労働者を欺瞞して労働権を踏みじめる暴挙、②五者だけの合意による交渉妥結は、労働者の権利を奪取したと同時に、手続きの正当性を喪失した。③労働部が先頭に立って野合を主導している反労働者的暴挙、④ゼネストで闘うとしていることです。

韓国労働運動は歧路にあるようで、労使政委員会合意問題の背景には①企業内での複数組合容認、②専従者賃金支給問題があります。

港湾スト突入 全国港湾は一〇月六日、新規参入反対・能代運輸参入阻止第三次統一行動を全港でたたかった。八時から九時までの時限ストライキで荷役をストップ。小泉政権による規制緩和は企業間競争を激化させ、労働条件の切り下げと雇用の不安定化をもたらしてきた。港湾は、港湾関係労組の統一闘争などを背景に、新事業者の参入を阻止してきた。今年五月、港湾運輸事業への参入が免許制から需給調整規制のない許可制に替えられ、運賃・料金は許可制から事前届出制とされた。今回の能代運輸の新規参入は秋田港での問題だが、全国の運送業者がこの成り行きを見守っており、秋田での新たな事業者参入を許せば、全港に拡大するとして、全国港湾としての闘いが取り組まれた。（神戸地区労）

報道されなかった動きを「動画」で 十一月十六日の国会前ヒューマンチェーンは五千人が集まり自発的な運動で画期的。国会周辺をあれだけ騒然とさせたにもかかわらず、マスコミはほとんど（まったく）報道していません。ということ、とり急ぎ「動画」（二分三十八秒）を「ビデオプレスTV」にアップしました。また十二日の「教育基本法改悪反対・日比谷野音全国集会」で、杏さんのすばらしい朗読は、教育基本法の意味をわかりやすく強烈に伝えています（三分二一秒）します。

↓ビデオプレスTV <http://press.lacocan.jp/vtv.html>

（松原 明）

編集部より TV拝見し、感動。交通バリアフリー運動や介護者仲間など三〇人に転送しました。「戦争での苦しみ、教基法を絶対に変えるなど訴える八四歳・益永さんの熱い思いに勇気」「慥懃無礼な石原発言に怒り」「中曾根とNHK」に歴史への興味」「英国、フランス、韓国の鉄道労働者や、日本の働く者の果敢な闘い頑張りに敬意」等々感想が届きました。「過激、やっつけることは良いことでも？ 社会からは嫌われるやり方」との返信はレジャー産業人事部長を定年退職した学友。こうした仲間が継続に組織的な活動に参加してもらえるのか、頭を悩ませています。